

就労継続支援B型 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び札幌市条例第43号の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社 のべる手
代表者氏名	代表取締役 斎藤 修
法人所在地 (連絡先)	北海道函館市北美原2丁目3番18号 (0138) 30-1551
法人設立年月日	平成28年6月6日

2 利用施設

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	NOBERUTE WORKS
サービスの 主たる対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者 (18歳未満の者を除く)
札幌市指定 事業所番号	指定就労継続支援B型事業所 0110405768
管理者	岡本 芳信
サービス管理責任者	岡本 芳信
事業所所在地	北海道札幌市白石区本通2丁目南5番21号 1階
連絡先	電話：011-598-0587 FAX：011-598-0068
事業所の通常の 事業実施地域	通常の事業の実施地域は、札幌市の区域とします。必要に応じて、実施地域以外の利用希望者に対し事業を実施することができるものとします。
利用定員	20名
開設年月日	令和8年4月1日

(2) 事業の目的・運営方針

事業の目的	この規程は、株式会社 のべる手（以下「事業者」という）が開設するNOBERUTE WORKS（以下「事業所」という）が行う障害者の日常生活
-------	---

	活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）に規定する指定就労継続支援B型の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とします。
運営方針	<p>1 事業者は、利用者が自立した日常生活もしくは社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。</p> <p>2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。</p> <p>3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。</p> <p>4 事業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者もしくはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>5 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。</p> <p>6 事業者は、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例その他関係法令を遵守し、事業を実施します。</p>

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前9時～午後6時とします。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
サービス提供時間	午前10時～午後4時とします。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨コンクリート造陸屋根3階建
敷地面積	195.53㎡
延床面積	

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
作業室	1室	
相談室兼談話室	1室	
トイレ	4室	男性2室 女性2室
応接室	1室	
事務室	1室	

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行います。 また、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めます。 (1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービスもしくはその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、

	<p>指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも6ヵ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
生活支援員	生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行います。
職業指導員	職業指導員は、個別支援計画に基づき、就職に向けての知識並びに技術習得のための訓練及び指導を行い、一般就労後も職場定着を図るための支援を行います。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤換算	備考
管理者	1	1	
サービス管理責任者	1	1以上	管理者兼務
生活支援員	3	1.7以上	調理員兼務
職業指導員	2	1.7以上	
調理員	1	0.2以上	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	午前9時～午後6時
サービス管理責任者	午前9時～午後6時
生活支援員	午前9時～午後6時（非常勤職員は、内4時間勤務）

職業指導員	午前9時～午後6時（非常勤職員は、内4時間勤務）
調理員	午前11時～午後1時

※午後12時～午後1時は昼休憩。

5 サービス提供の内容

（1）訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 生産活動内容は下記の通りです。 ＜工賃の支払い＞ 生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
求職活動支援	個別支援計画に基づいて、公共職業安定所での求職の登録、その他利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	毎朝、ご家庭で検温をし、体調の確認等ご家族に確認をお願いします。通所後、体調不良や緊急時必要に応じてご家族への連絡、医療機関等へ搬送いたします。
職場実習支援	個別支援計画に基づいて、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取って職場実習の支援を行います。
施設外就労支援	施設外のサービス提供を含めた個別支援計画が事前に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行支援を行います。
送迎サービス	自主通所が困難な場合、希望により送迎を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事の提供	希望により栄養バランスの取れた食事を提供します。 昼食時間 午後12時～午後1時 ※ 令和9年3月31日までの金額です。	食事提供体制加算 該当 200円※ 非該当 500円
生産活動等	生産活動や諸活動を行う上で、負担していただくことが適当であるもの	実費
一就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるもの。	実費
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	実費

<サービスの概要>

全てのサービスは個別支援計画に基づいて行われます。個別支援計画は本事業所のサービス管理責任者が作成して利用者の同意をいただき、複写を利用者に交付いたします。

6 生産活動の具体的内容

作業内容	工賃額（時給）	作業時間	休憩時間
クリーニングされたタオル等のたたみ	250円	午前10時～午後3時	午後12時～午後1時

7 サービス料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）の内9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます（定率負担もしくは利用者負担額といいます）。

定率負担もしくは利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「5 サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス」の項目をご参照ください。

(3) 定率負担もしくは利用者負担額の軽減

サービス利用料の自己負担は所得に応じて負担上限月額が設定されております。1ヶ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は発生しません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯※1	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)※2 ※3	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※1 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、前年の収入が概ね3万円以下の世帯が対象です。

※2 前年の収入が概ね670万円以下の世帯が対象です。

※3 20歳以上の入所施設利用者、及びグループホーム利用者が市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)について、サービスを利用した当月分の料金は、翌月15日までにご請求します。サービス提供の記録と内容を照合の上、翌月末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- ①金融機関口座からの自動振替
- ②事業者指定口座(北洋銀行)への振り込み
- ③現金支払い

お支払いを確認しましたら領収書をお渡ししますので保管をお願いします。また、訓練等給付費につきましても、市町村より給付を受けた場合、受領通知をお渡ししますので、保管をお願いします。

8 障害福祉サービス受給者証の確認

サービス提供に当たり、事業者より受給者証の内容確認を依頼させていただきますので、ご提示くださいますようお願いいたします。受給者証の記載内容に変更や更新があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、

下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	統括責任者 高佐 智大
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者もしくは養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人もしくは他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・家族に対して説明して同意を得た上で、下記(1)～(3)の事項に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性 利用者本人もしくは他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- (3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

事業者は、従業者に業務上知り得た利用者もしくはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- (2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの、他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加もしくは削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

1.2 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関もしくは利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。上記機関への連絡が困難な場合には、他の医療機関へ連絡します。

サービス提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

サービス提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとします。

1.3 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	広川内科クリニック
医院長名	広川 淳一
所在地	札幌市白石区本通3丁目南2番38号
電話番号	011-861-2026

1.4 事故発生時の対応

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村名	札幌市
担当部・課名	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
電話番号	011-211-2938

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難訓練・防災訓練を年2回実施します。利用者も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・消火栓 有
消防計画	消防署への届出日：令和8年1月28日

1 6 苦情解決の体制及び手順

提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

窓口① NOBERUTE WORKS 窓口担当 岡本 芳信	所在地 札幌市白石区本通2丁目南5-21 1階 電話 011-598-0587 FAX 011-598-0068 受付時間 午前9時～午後5時
窓口② 札幌市 障がい保健福祉部 障がい福祉課	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 011-211-2936 受付時間 午前8時45分～午後5時15分 (土日祝日を除く)
窓口③ 北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階 電話番号 011-204-6310 受付時間 午前9時～午後4時 (土日祝日を除く)

17 心身の状況の把握

指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスもしくは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村もしくは相談支援事業を実施するものが行う連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援B型の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

20 サービス提供の記録

指定就労継続支援B型の実施ごとに、実施日時及び実施したサービス内容等を記録します。サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

記録はサービスを提供した日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます)。

※閲覧、複写ができる受付対応時間は午前10時～午後4時です

21 ハラスメントの防止

ハラスメントに関する取り組みとして、ハラスメント防止対策に関する基本的な指針を整備し、職場や支援の現場におけるハラスメント対策の推進を行います。

利用者、家族または身元保証人等から、事業所、その従事者及びその他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の行為、及びその他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービス利用を一時中止もしくは契約を解除する場合がございます。

22 事業継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、計画に沿って必要な措置を講じます。

計画内容は職員に周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2 3 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症について	利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。利用者、また親近者が感染する疾病の場合、事業所に速やかに連絡をしてください。
服装	服装は基本的に自由です。露出の多い服装や寝衣などをご遠慮ください。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない方につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
喫煙	喫煙は、休憩時間に喫煙所をご利用ください。それ以外の事業所内及び敷地内は禁煙です。 喫煙可能な種類は電子タバコのみです。
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none">・原則として、サービス提供に当たり継続的な個別対応はできかねますのでご了承ください。・トイレは便座に座ってご使用願います。・利用者同士のメール、電話、LINE を含む連絡先の交換はお控え願います。・利用者同士の金銭の貸し借りや物品の授受はお止め願います。

2 4 提供サービスの第三者評価

本事業所の提供サービスの第三者評価は実施しておりません。

就労継続支援B型事業の提供にあたり、上記の通り重要事項及びサービス利用説明書について説明いたしました。

事業者 法人名 株式会社 のべる手
事業所名 NOBERUTE WORKS
説明者

私は、本書面にもとづいて上記重要事項及びサービス利用説明書の説明を受けたことを確認いたします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____

代理人 住 所 _____
氏 名 _____